

B001000

従業員区分に関する規則

平成 30 年 3 月 20 日 一部改施

エムシーパートナーズ株式会社

従業員区分に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、従業員区分に関する事項について定めたものである。

(従業員区分)

第2条 従業員区分は次の7区分とする。

1. 社員
2. 嘱託
3. 派遣従業員
4. 契約社員
5. 無期雇用派遣従業員
6. 無期雇用嘱託
7. 無期雇用契約社員

(従業員の定義)

第3条 従業員とは所定の手続によって会社と労働契約を結び、会社の業務に従事する者をいい、労働契約に基づき次の区分に分ける。

- (1) 社員とは、会社と社員として労働契約を結び、期間の定めなく雇用される者をいう。社員のうち、会社が定めた職務グレードを当てはめた者を管理職社員とする。その他の社員を一般社員とする。
- (2) 嘱託とは、会社と嘱託として労働契約を結び、原則として期間を定めて雇用される者をいう。嘱託のうち、管理職嘱託として個別労働契約を締結した者を管理職嘱託とする。その他の嘱託を一般嘱託とする。
- (3) 派遣従業員とは、会社と派遣従業員として雇用契約を結び、期間を定めて雇用される者をいう。
- (4) 契約社員とは、会社と契約社員として労働契約を結び、原則として期間を定めて雇用される者をいう。
- (5) 無期雇用派遣従業員とは、会社と派遣従業員として労働契約を結び、期間の定めなく雇用される者をいう。
- (6) 無期雇用嘱託とは、会社と嘱託として労働契約を結び、期間の定めなく雇用される者をいう。無期雇用嘱託のうち、管理職嘱託として個別労働契約を締結した者を無期雇用管理職嘱託とする。その他の嘱託を無期雇用一般嘱託とする
- (7) 無期雇用契約社員とは、会社と契約社員として労働契約を結び、期間の定めなく雇用される者をいう。

(適用となる就業規則)

第4条 従業員は前条に定められた区分により、以下の就業規則を適用する。

- (1) 社員 : 従業員就業規則
- (2) 嘱託 : 嘱託就業規則
- (3) 派遣従業員 : 派遣従業員就業規則
- (4) 契約社員 : 契約社員就業規則
- (5) 無期雇用派遣従業員 : 無期雇用派遣従業員就業規則
- (6) 無期雇用嘱託 : 無期雇用嘱託就業規則
- (7) 無期雇用契約社員 : 無期雇用契約社員就業規則

付則

1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する

沿革 平成 26 年 10 月 1 日 一部改施

沿革 平成 29 年 10 月 1 日 一部改施

沿革 平成 30 年 3 月 20 日 一部改施